民間事業者との連携によるがん先進医療費に対する融資制度の開発及び 同制度に対する区の利子補給制度の導入について

(付議の要旨)

世田谷区がん対策推進計画に基づくがん患者及び家族への支援の一つとして、がんに罹患した区民が有効な治療を受けられる一助とするため、区内に本拠を置く信用金庫等と連携を図り、がん先進医療費融資制度の開発を進めるとともに、区は、同制度に対する医療費利子補給制度を導入し、利用者の負担軽減を図る。

1 主旨

がん治療の基本は、保険適用による薬物療法、放射線治療及び外科治療が一般的であり、効果的な治療方法の選択肢も広がりつつある。また、医療技術の進歩により、がんを早期に発見し対応を図ることでその治癒率は近年、一段と高まりを見せている。

一方、がんの種別や進行度合いによっては、効果的な治療方法として公的健康保険が適用されない先進医療が選択されることもあり、その場合のがん患者や家族への高額な医療費負担が課題となっている。

「世田谷区がん対策推進計画」では、分野別施策の一つに「がん患者や家族への支援の充実」を掲げ、がんに罹患した区民のより多くが、有効な治療を受けることができる選択肢を一層広げる取組みを進めることとしている。その一助として、区内に本拠を置く信用金庫等と連携を図り、低金利で区民が利用しやすい「がん先進医療費融資制度(以下「医療費融資制度」という。)」の開発を進めるとともに、同制度に対する区の医療費利子補給制度を導入することで、利用者の負担軽減を図る。

2 事業の概要

(1) 医療費融資制度の概要

医療費融資制度の開発について

区は、医療費融資制度の主旨等を理解し、区内に本拠を置く以下の信用金庫2社に対し、同制度の開発を働きかけた結果、別紙1「医療費融資制度」のとおり、区民の安全と安心を主眼とした商品開発について合意が得られた。

昭和信用金庫

世田谷区北沢1丁目38番14号

理事長 神保 和彦

世田谷信用金庫

世田谷区世田谷1丁目23番3号

理事長 大場 信秀

医療費融資制度の概要について

別紙1のとおり

開始時期 平成30年4月1日より

その他

- ・医療費融資制度の実施にあたっては、区は各信用金庫と事業協力の協定を 締結する。
- ・同制度に関して、区広報等を活用し広く区民へ周知する。

(2) 区による医療費利子補給制度の導入

医療費利子補給制度の導入について

区は、医療費融資制度を利用する区民の経済的な負担を軽減することで、がん医療の選択肢を広げ、より有効な治療を受けることができる一助として、当該融資制度に限定した医療費利子補給制度を導入する。

医療費利子補給制度の概要について

別紙2のとおり

想定利用者数 年間 5 名程度

開始時期 平成30年4月1日より

その他区広報等を活用し広く区民へ周知する。

(3)本事業の主な特徴(区の独自性)

医療費利子補給制度の申請条件として所得の上限を設けない。

先行自治体より融資利率が低い。

先行自治体より融資上限額が高い。

先行自治体より融資期間が長い。

これらにより、より多くの区民のニーズに応えられること、区民が融資を受け 易いことなどから、利用実績につながることが期待できる。

3 経費(概算)

205千円

【内訳】 @41,000円×5人=205,000円

がん先進医療の重粒子線の治療費を3,500,000円と想定し、 金利1.25%、元利均等返済、返済期間7年として医療費融資制度を利用 した場合、一人あたりの初年度の金利額は41,000円程度と見込 んでいる(なお、7年間の金利総額見込額は約157,139円)。

4 今後のスケジュール(予定)

平成29年12月 福祉保健常任委員会報告

平成30年 3月 協定締結

4月 1日 事業開始

区広報等による周知